

介護予防・日常生活支援総合事業のQ&A(平成29年2月28日追加回答分)

番号	分類	質問	回答
8	契約関係	<p><スライド P(15)の契約書の読替等について> 契約書等の読替について、契約書等を変更し、契約者全員に説明のもと、署名・捺印予定だが、介護予防通所介護(訪問介護)は、“第1号通所(訪問)事業”で不足・問題ないか？ 介護予防通所(訪問)介護計画書について、総合事業に移行した場合、計画書の名称は“第1号通所(訪問)事業に係る計画書”で問題ないか？また、計画書の移行については、H29.4.1～一斉に新しい書式で作成しなければならないのか？それとも利用者ごとの介護保険証の更新時等に随時作成すればよいのか？または現状の介護予防通所(訪問)介護計画書に“…による軽微な変更”等の記載で良いのか？</p>	<p>読替は、「介護予防訪問介護」は「第1号訪問事業」と、「介護予防通所介護」は「第1号通所事業」となります。また、計画の名称は、「介護予防訪問介護計画」は「第1号訪問事業計画」と、「介護予防通所介護計画」は「第1号通所事業計画」となります。</p> <p>総合事業に移行する際の計画の取扱いについては、平成29年4月1日の時点でサービスの内容に変更がない場合は、名称の読替えについて利用者に説明の上、現行の計画を使用してください。その際には、利用者に説明し、同意を得た旨を計画に記載していただくようお願いいたします。</p> <p>ただし、平成29年4月1日の時点で総合事業の実施に合わせて、サービスの内容を見直す場合については、新しい名称により計画を作成してください。また、更新時等、計画を新たに作成する場合においても新しい名称により作成してください。</p>
10	契約関係	<p><スライドP14 契約書の変更について> ・事業所名は(旧)指定訪問介護(指定介護予防訪問介護) →(新)指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)となるのでしょうか。</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業所の名称については、総合事業においては「指定第1号訪問事業所」となります。</p> <p>御質問の、指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)を変更するのであれば、「指定訪問介護(指定第1号訪問事業)」となります。</p> <p>指定介護予防通所介護事業所の名称についても同様に、総合事業においては「指定第1号通所事業所」となります。</p> <p>なお、個別の事業所名にサービス種類を必ず記載しなければならないものではないため「指定訪問介護〇〇」でも問題はありません。</p>